



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第67号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局職員就業規程の一部を改正する規程	2
島根県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	2

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第 8 号**

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第 3 条中「4 週間を超えない期間につき」を削り、「40 時間」を「38 時間 45 分」に改める。

第 4 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「半日時間勤務」を「4 時間の勤務時間」に改める。

第 7 条第 2 項中「午後零時 15 分」を「正午」に改める。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（妊産婦の時間外、休日及び深夜勤務の制限）

第 18 条の 2 管理者は、妊娠中の女子職員及び産後 1 年を経過しない女子職員（次条において「妊産婦」という。）が請求した場合、次の各号に掲げる勤務をさせてはならない。

(1) 第 10 条第 1 項の規定による時間外勤務

(2) 第 5 条第 1 項に規定する特別勤務職員については、病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第 11 号）第 2 条に定める勤務時間を超える勤務

(3) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの勤務

（妊産婦の時間外、休日及び深夜勤務の制限の請求手続等）

第 18 条の 3 妊産婦は、別に定める請求書により、勤務の制限を請求する 1 の期間について、その初日（以下「勤務制限開始日」という。）及び期間（妊娠中又は産後 1 年を経過しない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、勤務制限開始日の 1 月前までに前条の規定による請求を行わなければならない。この場合において、請求後に請求内容を変更するときは、速やかに変更後の内容で請求を行わなければならない。

2 管理者は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに当該請求をした妊産婦に対し、勤務制限開始日及び期間を通知しなければならない。この場合において、管理者は、前条の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした妊産婦に対して確認するための書類の提出を求めることができる。

第 20 条第 1 項中「8 週間後の日」を「4 週間前から 8 週間後の日」に、「当該休日後」を「当該休日前後」に改める。

第 33 条第 1 項及び第 4 項中「半日若しくは」を削り、同条第 5 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「20 時間」を「19 時間 20 分」に改める。

別表第 5 項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 項の改正規定は、平成21年 5 月 21 日から施行する。

島根県病院局管理規程第 9 号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第 2 条第 1 項中「職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）」を「職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号。以下「職員条例」という。）」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員を昇格させた場合における号給は、別表第8の2の昇格時号給対応表に定める号給とする。

第15条第2項第1号中「4時間以上」を「3時間30分以上」に改め、同項第2号中「4時間未満」を「3時間30分未満」に改める。

第19条第1項に次の1号を加える。

(3) 救命救急センターの当直勤務を行う医師の資格を有する職員が救急外来の患者を直接入院させる業務に従事したとき。

第19条第2項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号の職員 1件につき5,000円

第23条第1項第1号中「。以下「当該週」という」を削り、「半日勤務期間」を「4時間の勤務時間」に改め、同号ア中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1項に規定する時間（以下「法定労働時間」という。）」を「38時間45分」に改め、同号イ中「法定労働時間」を「38時間45分」に改め、同項第2号中「法定労働時間」を「38時間45分」に改める。

第26条中「第28条及び第29条」を「第29条及び第30条」に改め、同条を第27条とする。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(医療職給料表(1)職務の級5級の職員の給与)

第25条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものの期末手当、勤勉手当及び退職手当についての額及び支給方法は、職員条例の適用を受ける職員に適用する規定中職務の級が「4級」とあるのを「5級」と読み替えて、第2条の規定を適用する。

別表第2のアの表を次のように改める。

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100	563,600
	2	240,200	326,500	393,500	469,400	566,700
	3	242,700	329,600	396,400	471,700	569,800
	4	245,200	332,700	399,300	474,000	572,900
	5	247,600	335,600	402,000	476,300	575,900
	6	251,400	338,900	404,800	478,500	578,300
	7	255,200	342,200	407,600	480,700	580,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900	583,100
	9	262,600	348,600	413,000	485,200	585,400
	10	266,600	351,800	415,700	487,300	586,900
	11	270,600	355,000	418,400	489,400	588,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500	589,900
	13	278,500	361,300	423,600	493,600	591,400

	14	282,500	365,000	426,100	495,700	592,500
	15	286,500	368,700	428,600	497,800	593,600
	16	290,500	372,400	431,100	499,900	594,700
	17	294,300	376,000	433,400	502,000	595,900
	18	297,900	378,800	435,800	504,000	596,900
	19	301,500	381,600	438,200	506,000	597,900
	20	305,100	384,400	440,600	508,000	598,900
	21	308,800	387,300	442,900	509,800	599,900
	22	312,600	389,900	445,300	511,700	
	23	316,300	392,500	447,700	513,600	
	24	320,000	395,100	450,100	515,500	
	25	323,600	397,500	452,400	517,200	
	26	326,500	399,800	454,700	519,000	
	27	329,300	402,100	457,000	520,800	
	28	332,100	404,400	459,300	522,600	
	29	335,000	406,800	461,500	524,500	
	30	337,400	408,900	463,800	526,300	
	31	339,800	411,000	466,100	528,100	
	32	342,200	413,100	468,400	529,900	
	33	344,600	415,300	470,500	531,700	
	34	347,100	417,300	472,600	533,500	
	35	349,600	419,300	474,700	535,300	
	36	352,100	421,300	476,800	537,100	
	37	354,500	423,400	478,900	538,800	
	38	356,900	425,400	480,700	540,400	
	39	359,300	427,400	482,500	542,000	
	40	361,700	429,400	484,300	543,600	
	41	364,000	431,500	486,000	545,200	
	42	365,500	433,300	487,800	546,600	
	43	367,000	435,100	489,600	548,000	
	44	368,500	436,900	491,400	549,400	
再任	45	370,100	438,800	493,000	550,600	
用職	46	371,600	440,600	494,800	551,600	
員以	47	373,100	442,400	496,600	552,600	

外の 職員	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
	65	389,100	464,900	517,500	569,100
	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
	73		470,100	524,600	
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	

	81		475,100	531,600		
	82		475,700	532,500		
	83		476,300	533,400		
	84		476,900	534,300		
	85		477,400	535,100		
	86		478,000	536,000		
	87		478,600	536,900		
	88		479,200	537,800		
	89		479,700	538,600		
	90		480,300			
	91		480,900			
	92		481,500			
	93		482,000			
	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
再任 用職 員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600

別表第5を次のように改める。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表(1)級別職務分類表

級	組織	中央病院	こころの医療センター
1級		医員	
2級		医長	
3級		部長 医長	
4級		医療情報化管理者 副院長 医療局長 医療技術局長 薬剤局長 医療局次長 診療部長 部長	病院長 副院長 医療局長 部長

5級	病院長	
----	-----	--

別表第8の次に次の1表を加える。

別表第8の2（第3条関係）

医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1
31	11	15	7	1
32	12	16	8	1
33	13	17	9	1
34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1

37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1
42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1
46	26	30	22	2
47	27	31	23	3
48	28	32	24	4
49	29	33	25	5
50	29	34	26	6
51	29	35	27	7
52	30	36	28	8
53	30	37	29	9
54	30	37	30	9
55	31	38	31	10
56	31	38	32	10
57	31	39	33	11
58	32	39	34	11
59	32	40	35	12
60	32	40	36	12
61	33	41	37	13
62	33	41	37	13
63	34	42	38	14
64	34	42	38	14
65	35	43	39	15
66		43	39	
67		44	40	
68		44	40	
69		45	41	
70		45	41	
71		45	42	
72		46	42	
73		46	43	
74		46	43	
75		47	44	
76		47	44	
77		47	45	
78		48	45	

